

# 令和7年 **2**月の**優しさ**通信



## 高齢者「身元保証」トラブルが急増

### 単身向けに事務手続き代行 監督官庁なく信頼性課題

- \* 増え続ける独居の高齢者を主な顧客に家族代行サービスが広がります。
- \* 病院や買い物の付き添い、介護保険サービスの手続きといった日常生活の支援に加え、不動産売却など財産管理を代行する事業者もいます。
- \* 本人が亡くなった後、遺体の引き取りや火葬、納骨、医療費の清算、家財処分などを代わりに行うケースも多くあります。
- \* 事業者は全国に少なくとも約400社あります。
- \* 現状では家族代行サービスを監督する中央省庁はなく、定義も曖昧。
- \* 2023年度に全国の消費生活センターに寄せられた家族代行サービスに関連する相談件数は355件。
- \* 契約内容や解約時の返金率についてのトラブルが多いといえます。

### 公的サービス手探り 静岡市 事業者の認証制度

- \* 家族のいない健康な高齢者は、頼れる公的なサービスが少ないです。
- \* 静岡市は2024年1月から事業者の認証制度を導入。
- \* 契約締結時に第三者が立ち会う、遺贈を受けない、いつでも中途解約を認める、といった要件を満たせば、「優良」事業者として市のホームページで公表。
- \* 大阪府枚方市は2024年10月、市民税非課税で預貯金が500万円以下の単身高齢者を対象に死後の事務などを担うサービスを始めました。
- \* 市が委託した市社会福祉協議会が入退院時に付き添いや入院費の清算なども受け持ち。
- \* 厚生労働省は2024年度から、こうした支援する自治体の費用を一部補助するモデル事業を始めました。
- \* 昨年11月時点で実施あるいは実施予定なのは計6自治体。
- \* 2020年の国勢調査では、65歳以上の単身世帯が約672万世帯に上り、20年間で倍増。
- \* 2050年に約1084万世帯まで増える見込み。

(2025年1月8日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)



## 後見人「首長申し立て」最多

### 2023年 9600件超、子を逆転 認知症の単身高齢者支援

\*身寄りのない認知症の高齢者らを守るため、市区町村長が成年後見人の選任を裁判所に求める「首長申し立て」の件数が増えています。

\*2023年は過去最多の9607件、15年間で約4倍に。

\*都道府県別に人口10万人あたりの件数は、最多と最少で約5倍の開きがあります。

\*成年後見人制度：判断能力が十分でない高齢者らを法的に支援する仕組み。

\*後見の申し立ては本人や家族、4親等以内の親族がするのが一般的。

\*身寄りがいない場合や家族に頼れない場合は市区町村長が申し立てられます。

\*2023年の申し立て総数約4万件のうち、首長によるものは23.6%。

\*15年間で14.6ポイント上昇し、子ども(20.0%)を逆転しました。

\*少子高齢化で一人暮らしの高齢者が増え、親族との関係も希薄に。

\*推計では75歳以上の単独世帯は2050年に704万人、2020年比で1.7倍に。

\*認知症高齢者は2050年に586万人に上る見通し。

☆成年後見人 財産管理や契約締結担う

\*認知症や知的障害など判断能力が不十分な人に代わり、財産管理や介護サービスの契約締結、医療費の支払いなどをする。

\*2000年4月に始まった制度。

\*保護の必要性が高い順に「後見」「保佐」「補助」の3段階。

\*本人や配偶者、4親等以内の親族などが家庭裁判所に成年後見人や保佐人、補助人の選任を申し立てる。

\*本人に身寄りがいない場合などは市区町村長が申し立てることができる。

\*弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職が選任される場合が多い。

\*成年後見人制度の利用者数は、2023年末時点で約25万人。

\*現行制度は本人の判断能力が回復しない限り利用をやめられないなど使い勝手の悪さが指摘されている。

(2025年1月14日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)